

(仮称) 新大田区生涯学習推進計画策定会議設置要綱

令和3年4月9日3地地発第10216号地域力推進部長決定

(設置)

第1条 大田区における生涯学習施策全般の行動計画である「(仮称)新大田区生涯学習推進計画(以下「計画」という。)」の策定のため、(仮称)新大田区生涯学習推進計画策定会議(以下「策定会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 策定会議は、計画の策定に当たり必要な事項について審議する。

(委員の構成及び委嘱)

第3条 策定会議は、次に掲げる区分のうちから、区長が委嘱する15人以内で構成する。

(1) 学識経験

(2) 教育

(3) スポーツ・文化

(4) 地域

(5) 区民

(6) その他区長が必要と認める者

2 前項第5号に規定する委員のうち2人は、原則として公募委員とする。

3 委員を辞職しようとするときは、理由を添えて区長に申し出なければならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。ただし、辞職した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、策定会議を代表し、会務を総務する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 策定会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

1 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

2 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

3 議案に個人情報が含まれている場合

(報償費)

第8条 委員に対する報償費は、別に定める。

(庶務)

第9条 策定会議の庶務は、地域力推進部地域力推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、地域力推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。